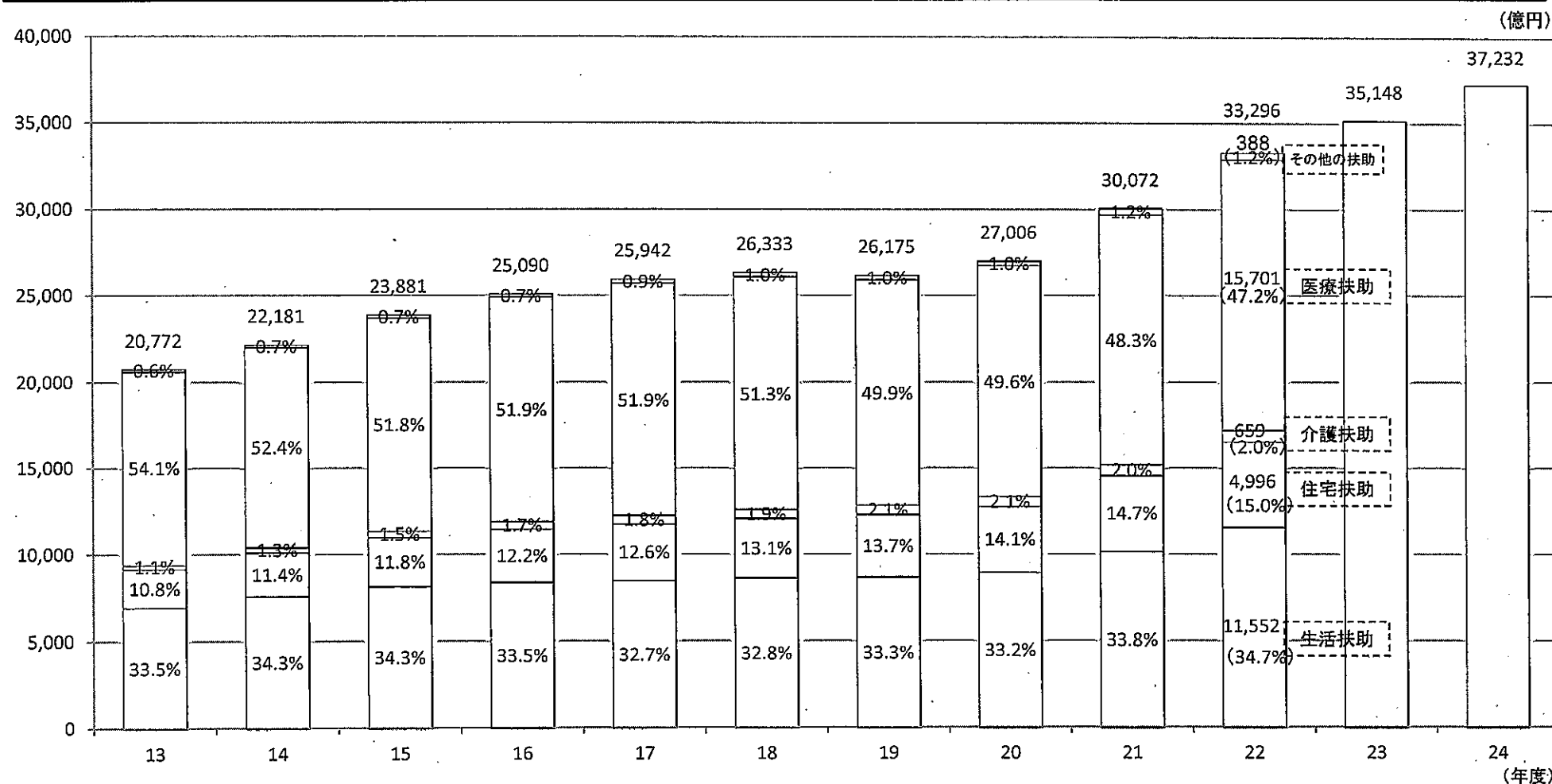


⑤ 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

生活保護費負担金実績額(事業費ベース)は平成21年度に3兆円を突破し、さらに増加している。全体の約半分は医療扶助が占めている。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※1 施設事務費を除く

※2 平成22年度までは実績額、23年度は補正後予算額（前年度精算交付分除く）、24年度は当初予算案額

※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

⑥ 生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ

【基本的な考え方】

- 本年7月の生活保護受給者数は、約205万人と現行制度下で最多を更新しているが、今後も、支援が必要な者に適切に保護を実施していくという生活保護制度の基本的な考え方には変わりはない。
他方、多くの者（特に勤労世代の者）が長期にわたり生活保護に頼って生活することは、本人のみならず社会のあり方として望ましいことではない。そうした者に対して就労による自立を促進するとともに、できる限り生活保護に至らないための仕組みや脱却につながる仕組みを拡充することが重要である。
- また、就労による経済的自立が容易でない高齢者等についても、個人の尊厳という観点からは、より主体的に社会との繋がりをもつことが一つのあり方と考えられ、そうした意味で社会的自立の促進につながる施策を講じる必要がある。
- あわせて、新たに導入した電子レセプトを活用したレセプト点検等の実施などの適正化の取組を行うとともに、上記の生活保護制度の目指すべき方向に沿った施策を一貫して講ずることにより、将来に渡り広く国民の信頼に足る持続可能な制度を確立していく必要がある。
- さらに、急増する生活保護受給者への対応に迫られる福祉事務所の体制整備や負担軽減を図るための方策についても検討する必要がある。

【別表】「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめにおける対策

検討項目	運用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
①生活保護受給者に対する自立・就労支援及び第2のセーフティネットとの関係整理について	➤ 国から地方自治体に対して、期間を設定して集中的な就労支援を行うこと等を含む就労支援の方針を明示（当該方針に基づく地方自治体の取組に対して、就労支援員の配置指標の見直し等の支援を検討） ➤ 「福祉から就労」支援事業の充実（平成24年度概算要求） ・ハローワークにおけるナビゲーターの増配置 ・生活保護申請段階からのハローワークによるアウトリーチ型支援（必要に応じ、ハローワークから福祉事務所への巡回相談を実施） ・就職後の職場定着に向けたフォローアップ支援 ➤ 中山間地域の雇用確保のための、ハローワーク（農林漁業就職支援コーナー）による農林業関係機関と連携した就職支援 ➤ 生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても保護から脱却できるようにするためのトランポリン機能を強化する取組の実施（例えば、就労意欲が低い等の生活困窮者を念頭に、以下のような取組を実施する地方自治体に対して、国からの必要な財政支援等を検討） ・就労に直接結びつきやすい技能習得訓練の実施（例：清掃、警備等） ・就労支援員の役割の拡充を通じた、低所得者に特化した個別求人開拓 ・就労の際に求められる基本的な日常生活習慣支援 ➤ ハローワークから福祉事務所に対して、稼働能力の判定にあたり必要な情報（地域における職種別有効求人倍率や必要に応じ職業適性検査の結果等）を提供 ➤ 社会福祉法人等の協力を得て実施する高齢者等の自立生活支援 ➤ 子どもの貧困対策として、受給者世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を充実（24年度概算要求） ➤ 被災者の自立・就労に向けて、被災者生活再建サポーターの配置に係る国庫補助（23年度3次補正） ➤ 求職者支援制度による職業訓練を受講することが適当と判断されたにもかかわらず合理的な理由なく受講しない者に対して、指導指示の対象とし、必要に応じ、保護の停廃止も検討（実務上の詳細な取扱については、別途地方自治体の意見も踏まえ検討）	➤ 地域における計画的な自立支援の取組（社会的居場所づくり、子どもの貧困対策を含む） ➤ 低所得者等生活基盤が脆弱な方に対する伴走型支援を行うための地域拠点の整備 ➤ 保護脱却に向けたインセンティブ強化（保護廃止時の一時扶助の創設や勤労控除の積立還付等） ➤ 就労活動や社会貢献プログラムへの参加者に対するインセンティブ ➤ 求職者支援制度以外の施策も活用した、第2のセーフティネット施策全体の機能強化

検討項目	運用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
②医療扶助や住宅扶助等の適正化	➤ 23年度に新たに導入した電子レセプトの効果的活用を通じて、医療扶助適正化に向けた地方自治体の取組を支援 ・ 向精神薬の重複処方や頻回受診等、不適切な受診行動が見られる生活保護受給者への適正受診指導を行うため、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となり得る者を抽出する機能を追加する機能強化 ・ 電子レセプトを活用した効果的な取組を進める観点から、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象選定の基準策定 ・ 後発医薬品の使用促進について、本人や医療関係者等への更なる働きかけ ・ 医療扶助の適正化のための電子レセプトの活用方法に関するマニュアルを国が作成し地方自治体へ配布 ➤ 電子レセプトに係るシステムの大規模改修の際に、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクの設置 ➤ 審査支払機関を通じた生活保護受給者に係るレセプトの重点審査の徹底や、健康保険との比較データの地方自治体に対する提供を実施	➤ 医療扶助の更なる適正化 ➤ 地域における計画的な医療扶助適正化の取組 ➤ 指定医療機関制度の指定の手続の見直し（保険医療機関の指定とのみなし規定） ➤ 指定医療機関への指導における国（地方厚生局）と地方自治体との連携規定の創設 ➤ 医療扶助事務方式のあり方 ➤ 住宅扶助の現物給付の拡大（公営住宅、民間賃貸住宅等） ➤ 指定介護機関制度の指定の手続きの見直し（居宅系介護サービス事業等の指定とのみなし規定） ➤ 生活保護受給者から不当に生活保護費を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」について、法規制を導入（議員立法を検討中）
③生活保護費の適正支給の確保	➤ 金融機関に対する資産調査について、本店への一律照会が可能となるよう関係団体への要請 ➤ 年金受給権等の確認や遡及して給付された年金等の確認に係る福祉事務所の負担軽減を図る観点から、関係機関との連携強化（福祉事務所から日本年金機構への照会・回答の更なる迅速化を図る等） ➤ 国レベルでも、不正事案の告発の目安となる基準の策定等 ➤ 暴力団員排除に向けて、保護申請時に暴力団員でないことの申告を新たに求める ➤ 受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく返還請求の対象範囲を整理 ➤ 本人確認や名義貸しによる就労収入の不申告等の抑制のため、届出書類等に顔写真を添付 ➤ 電気・ガス等のライフライン関係事業者との連携等を通じた漏給防止の徹底	➤ 実施機関の調査権限の拡大（現行「資産及び収入の状況」となっている調査対象に、新たに稼働能力の活用状況等を加え、被保護者であった者も整理） ➤ 申請者の暴力団員該当性について、警察当局への照会のあり方 ➤ 不正受給に係る罰則の引上げ等 ➤ 社会保険各法の例に倣い、第三者求償権の創設 ➤ 不正受給の返還金と保護費との調整規定の創設 ➤ 国民目線から見て不適切な保護費の消費に対する指導のあり方や、刑務所出所者等への関係省庁と連携した支援についての検討
④実施機関の事務負担軽減	➤ ケースワーカー業務の在り方の見直し（ケースワーカーが担うべき業務を踏まえたケースワーク業務の外部委託に向けた検討、一部の生活保護受給者に対する訪問調査回数の緩和等、ケースワーカーの負担軽減策を検討） ➤ 各種調査の重複の排除や生活保護業務データシステムの導入により、調査関係業務を基本的に不要とする等福祉事務所の負担軽減 ➤ 広域地方自治体等で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所への巡回が可能であることの明確化	
⑤その他		➤ 費用負担のあり方は中長期的な課題

⑦ 生活保護の見直し(生活保護医療の見直し等)

指摘事項

- ① 保護基準について、就労インセンティブを削がない水準にすべき
- ② 第二のセーフティネットの充実により、生活保護化の防止を図る
- ③ 医療費の適正化(指定医療機関への指導強化、後発品の利用義務づけの検討、一部自己負担の検討)
- ④ 住居・食事等を一体的に提供する事業者に対する届出制を導入すべき

検討状況等

①について

生活保護基準について、全国消費実態調査のデータ等に基づき検証。

②について

重層的なセーフティネットを構築し、貧困・格差対策の強化を図るため、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。

③について

電子レセプトの機能強化や適正化対象を選定する際の参考となる基準を策定し、医療扶助の一層の適正化を図る。後発医薬品については、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員(仮称)」を配置し、受給者に説明し理解を求め、一旦服用することを促し、更なる使用促進を図る。

④について

劣悪な施設からの転居を進めるために、転居に伴う引越代や敷金等の支給等の取組を引き続きを行っていく。住居と生活サービスをセットで提供する事業者については、議員立法による法規制が検討されていると承知している。

(行政刷新会議事務局HP公表資料より一部抜粋)